

医療法人制度改革の基本的な方向性について(主な論点の整理)

～「主な論点の整理」を踏まえた医療法人と新たな認定医療法人の姿～

◇医療法人制度改革について、医療法人と新たに創設することを検討している認定医療法人について論点を分けて考えると、次のとおり、整理できるのではないか。

【改革を通じた医療法人の将来の姿(案)】

I. 非営利性の徹底

- 医療法人の財政基盤としての剰余金の使途については医療法に明確に規定することによって、医療法人の非営利性をより鮮明にするとともに、剰余金はすべて医療に再投資することによって地域に還元することとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないことを明らかにしてはどうか。
- 医療法人の非営利性をより鮮明にするため、株式会社など営利法人や個人から資金の支援を受けている場合、医療法人は支援を受けた者の名称等を開示することとしてはどうか。
- 医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の医療法人、国又は地方公共団体であることを原則としてはどうか。

III. 効率性の向上

- 医療法人がその理念に基づき自らの医療機関の機能や役割を明確化し、合理的かつ効率的な取組を行うことができるよう経営管理機能の強化を図るべきではないか。
- 医療法人の理事会の役割を強化し、理事会の権限を明確にするべきではないか。あわせて、診療部門とは別に組織横断的な経営管理部門を設置し、経営管理の観点から組織全体を統括し、理事会を支える役割を担わせるべきではないか。
- 医療法人の経営を実質的に担う役員(理事及び監事)について、それぞれの役割を明確にしてはどうか。その際、役員の実質的な責任の及ぶ範囲についても同様に明確にしてはどうか。
- 医療法人の利益が害されることを防ぐため、社団医療法人の社員による役員に対する代表訴訟制度を、公益法人の改革を例にしながら検討してはどうか。その際、濫訴防止の観点

から、代表訴訟の制限に関する規定についても同様に検討してはどうか。

- 理事については同一親族等が理事会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合等を理事数の3分の1以下とするといったことを検討してはどうか。

IV. 透明性の確保

- 医療法人をより住民に身近な存在とするため、医療法人会計基準を作成し、医療法人の提供する医療サービスの基盤である財務の透明性を確保することとしてはどうか。
- 医療法人の財務については医療法人のグループ全体の状況を表すものとしてはどうか。
- 住民に対し、医業経営の情報の公開を推進することにより、医療法人の信頼を高めることとしてはどうか。
- 医療法人の財務状況や財務状況に関する情報(格付け情報など)を広告できるようにしてはどうか。

【改革を通じた公益性の高い認定医療法人の将来の姿(案)】

◇認定医療法人については、医療法人に係る改革の他、次の点を満たしたものとするべきではないか。

- 社員の退社時における剰余金の分配や解散時の残余財産の分配などについて事実上の配当とみなされる持分あり社団医療法人と非営利性との整合性を図るため、特定医療法人・特別医療法人制度に関する抜本的な改革を通じて、より移行しやすい新たな持分なし医療法人制度(以下「認定医療法人」という。)を創設することとしてはどうか。

I. 非営利性の徹底

- 認定医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の認定医療法人、国又は地方公共団体でなければならないとしてはどうか。
- 認定医療法人の経営を実質的に担う役員(理事及び監事)の報酬については、認定医療法人の資産・収入の状況からみてあまりに多額になった場合には、認定医療法人が行う事業に支障が生じる可能性があることから、認定医療法人が定める役員に対する報酬等の支給基準について開示することとしてはどうか。

Ⅱ. 公益性の確立

- 住民にとって望ましい医療については、都道府県が作成する医療計画に位置づけることとし、その医療を認定医療法人が担うことによって、医療の公益性を確立することとしてはどうか。あわせて、地域の医療ニーズに対応するよう都道府県が作成する医療計画については定期的に見直すようにしてはどうか。
- 医療計画に位置づけられる医療については認定医療法人の積極的な役割を期待し、特定の分野の医療を担う主体として、認定医療法人を公的医療機関とともに位置づけてはどうか。
- 効率性が向上し、透明性が確保された民間非営利組織である認定医療法人が担う医療については、既存の自治体病院をはじめとする公的医療機関が担う公益性の高い医療と何ら違いはないことから、認定医療法人が公的医療機関の経営を積極的に担うことができるようにし、もって公的医療機関の経営効率を高めることとしてはどうか。
- 認定医療法人が行う公益性の高い医療については、当該認定医療法人の事業規模のうち一定の範囲以上占めることとしてはどうか。

Ⅲ. 効率性の向上

- 住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人に関しては、より効率的な経営管理体制の在り方として、理事長要件の更なる緩和を検討してはどうか。
- 認定医療法人については、地域住民の意見や医業経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置してはどうか。

Ⅳ. 透明性の確保

- 評議員会を構成する評議員については、同一の親族等が評議員会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合を一定程度に制限することとしてはどうか。
- 認定医療法人に関しては、住民に支えてもらうために、当該法人の提供する医療サービスに係る事業計画や事業報告を住民に公開することとしてはどうか。
- 認定医療法人については、財務状況が広く公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど住民に対し透明性のある経営を行っていることから、行政において自己資本比率の規制を行う必要性について検討してはどうか。

V. 安定した医業経営の実現

- 認定医療法人については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券(公募債)が発行できるものとし、住民や地域企業が資金面で支えるようにしてはどうか。
- 債券を発行することができる認定医療法人については、地域で安定的な医業経営を実現するために公認会計士等の財務監査を行うこととしてはどうか。
- 住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人については税制上の優遇措置を検討してはどうか。
- 認定医療法人については、住民や地域企業から寄附を受けやすいように税制上措置することにより、住民参加の機会を高めるとともに、住民や地域企業が認定医療法人を資金面で支えるようにしてはどうか。
- 認定医療法人が行う事業については、利益を医療機関の事業の充実に充てることを目的とした収益事業ができるようにするとともに、特別養護老人ホームの設置など施設サービスを含めた介護福祉事業も行えるようにすることによって、地域において医療から福祉までまたがる多様な事業展開が一貫してできることとし、もって住民サービスの向上につなげてはどうか。
- 認定医療法人が他の医療法人に対し運営面・資金面で支援できるようにすることにより地域で医療機能に応じた幅広い連携が推進されるようにし、認定医療法人を中心とした地域が望む効率的な医療提供体制の実現を図ってはどうか。
- 認定医療法人が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われなことを条件として、預け入れ先に関する規制(国公債や確実な有価証券であることなど)を緩和し、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認めてはどうか。